

憲法改悪を阻止し、部落解放・人権政策確立と「部落差別の解消の推進に関する法律」の完全実施と「差別禁止法」制定と「人権救済法」の制定を実現し、部落差別の完全撤廃に向けて更なる前進を誓う特別決議（案）

私たちは、部落解放・人権確立に向けた闘いをすすめてきた。とりわけ人権侵害救済制度の確立をめざして全力をあげた取り組みの成果として、2016年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」を制定させ、「障がい者差別解消法」、「ヘイトスピーチ規制法」などの法律がともに成立し7年が経過しようとしている。

政府は法律を制定はしたもののあらゆる差別の解消について前向きとは言い難い状況にある。

それどころか昨年突然に起こったロシアによるウクライナへの戦争攻撃に乗じて、何の議論もせず攻撃性の高い武器を購入する閣議決定まで行った。

このことは憲法第9条をないがしろにする行為にほかならない。これまでの自民党歴代の閣僚さえも行わなかったことでもある。それは閣僚にあっても戦争を体験し、その悲惨さを知っているからに他ならない。

そのため自民党といえども戦争経験者は憲法の大切さを次の世代に引き継ごうとしていた。それにも関わらずそういう人々の影響が少なくなってきた今、手続きすらせずに戦争の出来る国へと突き進んでいることに空恐ろしさを感じるのは少数の人々だけではない。

そういった意味でも安倍政権以来のやり方が、そのまま現政権に引き継がれていると言っても過言ではない。

昨年2022年3月3日はすべての人々の平等を謳い日本の初めての人権宣言ともいわれる「水平社宣言」を採択した全国水平社創立の日であった。

部落解放同盟の水平社運動が日本のみならず国際的にも人権確立に貢献している。

憲法を守り、人権政策確立と人権三法の完全実施を勝ち取ることと「差別禁止法」「人権救済法」の制定、そして「人権委員会」の設置を実現すべく、ともに取り組んでいこう。

以上、決議する。

2023年 5月 1日
第94回メーデー阿南那賀海部地区集会